



# ロイヤルスイミングクラブ 《細則》

## 第1条 (入会金、入会保証金)

入会金、入会保証金は別途定める料金表の通りとします。

## 第2条 (年会費)

年会費は別途料金表の通りとします。

## 第3条 (利用料)

会員の利用は無料です。会員同伴ビジター、ロイヤルヘルスクラブ会員及びホテル宿泊者の料金は別途定める料金表の通りとします。

## 第4条 (施設利用の範囲)

会員、会員同伴ビジター、ロイヤルヘルスクラブ会員及びホテル宿泊者は本クラブ内全施設をご利用出来ます。但し12歳未満の方はサウナ、浴室、休憩室のご利用は出来ません。

## 第5条 (年会費、利用料のお支払い)

年会費、利用料及びその他のお支払いは次の通りとします。

- 当クラブは、5月から4月を1期とし、年会費は毎年1年分を会社に前納して頂きます。1年会員の年会費は入会月に前納して頂きます。尚、年会費は会社が指定する集金代行会(株式会社セディナ)を通じて預金口座振替(自動引落し)制度によりお支払い頂きます。(1年会員を除く)
- ビジターの利用料は施設ご利用の都度お支払い頂きます。
- リラクゼーション代、飲食代及びその他のお支払いはご利用の都度お支払い頂きます。

## 第6条 (名義変更料)

名義変更料は各会員共1名につき200,000円(消費税別途)とします。  
※法令改正・消費税率の変更に伴い総額が異なる場合がございます。

## 第7条 (据置期間内における入会保証金の返還率)

会則第9条第1項の据置期間内においては、会則第10条各号の事由により退会する場合の入会保証金の返還率は次の通りとします。尚、会則第10条2号乃至6号の場合、控除額手数料に対する消費税をご負担頂きます。但し、個人会員は6号を除き、法人会員は1号2号を除く。

①死亡	入会保証金の	100%
②傷病等による退会	入会保証金の	90%
③転勤、転居、その他自己都合による退会	入会保証金の	80%
④除名	入会保証金の	70%
⑤破産宣告	入会保証金の	70%
⑥法人の解散、法的整理又は内整理	入会保証金の	70%

## 第8条 (年会費の返還)

- 年会費は、1年会員を除き、退会時に未経過の期間分を月割にして返還します。但し1ヶ月未満の日数分については返還しません。
- 1年会員の年会費は理由の如何を問わず退会の場合にも返還しません。但し、会則第18条第2項の場合はこの限りではありません。

## 第9条 (料金等の変更)

入会金、入会保証金、年会費、名義変更料、利用料等については、経済情勢の変動により変更させて頂く場合があります。

## 第10条 (届出事項)

会員は、住所又は連絡先、その他入会申込書記載事項に変更がある場合には、変更後1週間以内に会社へ書面でお届け下さい。

## 第11条 (会員証等の返還及び再発行)

会員が資格を喪失したときは直ちに会員証及び入会保証金証書を会社へお返し下さい。会員証の紛失汚損の場合は速やかに会社へお届け下さい。会員証の再発行をさせて頂きます。

## 第12条 (施設利用等の遵守事項)

施設ご利用に際し次の事項を遵守して下さい。

- 現金、貴重品は本クラブのフロントへお預け下さい。
- 禁止事項について  
①酒気を帯びてのご利用は危険ですのでなさないで下さい。  
②刺青、タトゥーをされた方のご利用はお断りします。  
③皮膚疾患、外傷等の場合のご利用はなさないで下さい。  
④周囲に感染する危険のある感染症をお持ちの方、或いはその疑いのある方はご利用をお断りします。  
⑤スイミングクラブ内での飲食は決められた場所以外ではなさないで下さい。  
⑥スイミングクラブ内での携帯電話のご利用は決められた場所以外ではなさないで下さい。  
⑦クラブ施設内では撮影行為(ビデオ、カメラ等)はなさないで下さい。  
⑧クラブ施設内では物品並びにその他証券等の販売・取引行為、及び有償・無償を問わず指導サービスの提供、勧誘、斡旋等施設利用の本旨に反する行為はなさないで下さい。  
⑨スイミングクラブ内は全面禁煙となっておりますので、喫煙はご遠慮願います。
- プールのご利用について  
①プールの水質保全のため、ご利用前に必ずシャワーを浴びて下さい。水に溶けやすい化粧品や日焼け止めクリーム、又はオイル類は落としてからご利用下さい。  
②プールではスイミングキャップを必ず着用して下さい。  
③遊泳中は、眼鏡、時計、イヤリング等の装身具、及びシュノーケル、足ひれ、水中眼鏡(ゴーグルは除く)等は接触した場合、危険ですのでお止め下さい。  
④プールサイドからの飛び込みは危険ですのお止め下さい。  
⑤水に潜ったり、故意に水しぶきをあげたりする等、他の利用者に迷惑になるような行為はなさないで下さい。  
⑥小学4年生以下の方の遊泳は保護者ご同伴の上、午後6時までとします。但し7・8月及び1月1日から3日までは午後9時までとします。
- スパ(浴室)・サウナのご利用について  
①浴槽はよくシャワーを浴びてからご使用下さい。又、水中でタオルや石鹸のご使用、洗髪はお止め下さい。  
②乾式サウナ内のストーブに水をかける行為は危険ですのお止め下さい。  
③サウナ内で水着等を乾燥させたり、濡れたタオル等を絞ったりすることはお止め下さい。  
④サウナ内へタオル以外の物を持ち込むことはお止め下さい。  
⑤毛染めはお止め下さい。
- お願い事項について  
①会員の自己健康維持管理のため、スイミングクラブご利用前には血圧、心拍数(脈拍数)等をご確認下さい。  
②運動を制限すべき疾患が疑われたり、身体活動を自ら管理するのが困難であると会社が判断した場合は、クラブのご利用を一時停止頂く場合があります。  
③前号により利用を停止させて頂いた場合であっても、診断書を提出頂いた上、診断内容により補助者同伴にてご利用を頂ける場合があります。  
④クラブ施設内での会員間のトラブルには、原則として会社は介入しません。
- その他クラブ係員の指示による事項はお守り下さい。
- 施設の定期的な点検等のため、1、2、10、11月にそれぞれ休館日1日を設けます。その他、施設の補修・メンテナンス等のため、休業することがありますが、事前に館内の掲示等でご案内します。

以上の事項を遵守されない場合には本クラブ施設の一定期間の利用を中止して頂くことがあり、場合により除名することがあります。